

# 第 211 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 12 号

令和 3 年 12 月 3 日かすみがうら市農業委員会告示第 12 号をもって、令和 3 年 12 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 211 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 3 年 12 月 10 日（金） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄	

## 4. 欠席委員

なし

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

## 6. 議事録署名委員

1 番 海東 功 2 番 西崎 敏和

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第 33 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届について  
報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 35 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について  
報告第 36 号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第 83 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 84 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 85 号 現況証明願の交付決定について  
議案第 86 号 農地改良協議書に対する同意について  
議案第 87 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 88 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 15 時 30 分閉会



事務局長	<p>只今から、令和3年度第211回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、1番海東功委員、2番西崎敏和委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第33号から第36号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第83号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>最初に、番号3番について審議いたします。</p> <p>なお、番号3番については、4番宮本教夫委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則</p>







議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
6番 安田委員	農業従事のことなんですが、どちらも176aとなってるんですが、どういう関係になっているのか説明していただきたいんですね。
事務局	農業従事のところで、譲受人、譲渡人の方も176aとなっているんですが、こちら、同一世帯になりますので、同じ数字が記載されております。世帯でみると、面積が17,604㎡ありますので、アールに換算してこちらに記入されております。
6番 安田委員	譲受人は農業をやっているわけですね。これだけ見ると倍の面積に見えてしまうので。
事務局	世帯でみているので、家族でやっているということで、従事の方に入れさせてもらっています。わかりずらくて、申し訳ありません。
6番 安田委員	譲受人は、ゼロになってなくてはおかしいでしょ、普通の場合。
事務局	今まで、従事のところに記載させてもらったのは、他人同士の場合は、数字が違ったんですけども、今回は同一世帯の話だったので、このようになっています。
6番 安田委員	こういう場合があるんですね。
事務局	はい、あります。
6番 安田委員	全部で176aということですね。
事務局	はい、そうです。
6番 安田委員	はい、わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)



議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第83号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第84号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
<p>14 番塚本 (茂) 委員</p>	<p>それでは、議案第 84 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約 1km 東に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>現況は既に資材置場として利用されていた経過があり、始末書が添付されております。</p> <p>申請人は、貸資材置場として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約 500m 北に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自己住宅として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 3 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約 500m 北に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、資材置場兼車両置場として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 4 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約 500m 南東に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p>

	<p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号5番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。 申請地は、加茂地内の●●●●●●●●●●から約400m西に位置する田1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号6番、7番は譲受人、借人が同一でかつ、転用目的が同様のため、一括で説明いたします。図面番号6番、7番も併せてご覧ください。 番号6番は、加茂地内の●●●●●●●●●●から約400m北西に位置する畑3筆、番号7番は、約700m北西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらはともに、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
4番 宮本委員	<p>資材置場となっておりますが、こういった資材になりますか。</p>
事務局	<p>土地利用計画で確認いたしますと、タイヤ約100本、ドラム缶約10本、スタンドで使用する車を5～6台置くと土地利用計画には記載されております。</p>
13番 栗山委員	<p>始末書が添付されてるというけど、誰の名前で始末書添付されてるの。</p>
事務局	<p>所有者の●●さんの方で書いていただいて、書類を出していただいています。</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
4番 宮本委員	<p>2番と3番は同じ譲受人なんですけど、住宅の裏に資材置場と車両置場とありますが、何の資材置場ですか。</p>
事務局	<p>譲受人の方が同一ということで、この方、一人親方で外構工事等をやられている方で、自宅を建てる上で資材置場も隣にあった方が利便性がいいということで同時申請で申し込んでいただいたかたちです。</p>
4番 宮本委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に番号6番、番号7番については、借人、譲受人が同一で申請地も隣接地で、 関連がありますので一括審議といたします。 番号6番、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番、番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号6番、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	「議案第 84 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、「議案第 85 号現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12 番 廣原委員	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、20 年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断いたしました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	「議案第 85 号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。

<p>議長 事務局</p>	<p>次に、「議案第 86 号農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。 それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
<p>議長 12 番 廣原委員</p>	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。  それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約 500m 南東に位置する畑 1 筆になります。 上佐谷地内の市の子ども家庭課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、段差解消するための申請となります。 改良後はきゅうりを作付する計画となっております。 以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
<p>議長 13 番 栗山委員</p>	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>段差解消で、公共残土を入れるらしいんですけど、残土を入れる場合、同等、それ以上の土を入れることと残土条例の中にあるんですけど、そういう土なんですか。</p> <p>道路課の方で確認いただいているということで、問題はないかと思われま。</p>
<p>5 番 塚本 (勝) 委員 事務局</p>	<p>現在は、どのくらい低いんですか。それで、何立米くらい入れるんですか。</p> <p>現在、埋める計画については、50 cm 計画しているということで、立米数は、50 立米になります。</p>
<p>5 番 塚本 (勝) 委員</p>	<p>現在はどれくらい低いんですか。</p>

事務局	道路高から 50 cm下がっています。
5 番 塚本（勝） 委員 事務局	フラットにするというかたちか。 はい、そうです。フラットにするようなかたちです。
議長	よろしいでしょうか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり同意することに決定いたします。
議長	「議案第 86 号農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 87 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 87 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 87 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。



議長	次に「議案第 88 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 88 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見なし)
議長	来月の総会は、令和 4 年 1 月 11 日（火）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、海東功委員、西崎敏和委員、栗山千勝委員です。 日時は、1 月 5 日（水）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしく願いいたします。
議長	他に事務局から、何かありますか。
事務局	(事務局説明) 市農林水産課から利用権設定賃借料変更届について説明
議長	只今、説明がありました。ご質問等ありませんか。 (意見なし)

議長	<p>新年会の開催についてですが、コロナウイルスを考慮して、新年会は開催しないことよろしいでしょうか。</p> <p>(賛成の声あり)</p>
議長	<p>それでは、新年会については中止といたします。</p>
議長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>※事務局説明後の協議結果等</p> <p>①1月からの農地利用最適化推進委員の出席について、1月は全員出席を求めて、それ以降、11人を半数に分けて出席を求めることとする。</p> <p>②新春講演会及び賀詞交換会の開催中止について</p> <p>③霞ヶ浦地区の非農地判定箇所の再確認について、農業委員等が一度確認し判断しているため、再確認は不要との委員からの意見があり、非農地として判断することとした。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第211回総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_